

日本版ISAの推進に向けた取組み

平成25年2月19日

日本証券業協会

日本版ISA（少額投資非課税制度）は、個人の安定的な資産形成を支援し、金融資本市場の活性化に資するものである。日本版ISAが個人に幅広く利用され、定着していくためには、日本版ISAの仕組み、特性等を十分に理解していただくことが重要であり、本協会では、次のとおり、そのために必要な措置の検討を行い、日本版ISAの推進に向けた取組みを進める。

1. 会員による適切な情報提供等

会員における顧客への適切な情報提供、事務手続きの円滑・確実な実施等のため、会員に対する説明会の開催や、顧客向け資料・事務手続きマニュアルの作成等を行うとともに、必要に応じて、関係各方面へ働きかけを行う。

2. 金融商品の提供

日本版ISAを通じた個人の安定的な資産形成を支援するための適切な金融商品の提供に向け、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」において課題を整理し、必要な措置を講じるとともに、関係各方面へ働きかけを行う。

3. 広報活動

- (1) 日本版ISAを推進するための広報計画を策定し、最も効果的・効率的な広報活動の検討を行い、実施する。
- (2) 上記(1)の広報活動につき、「会員証券市場公正化・活性化基金特別会計 活性化勘定」を活用し必要な予算措置を講じる。

4. 日本版ISA推進体制の整備

日本版ISAの推進に向けて、金融庁と一層の連携を図るとともに、上記の取組みを進めるため、次のとおり推進体制を整備する。

- (1) 証券戦略会議の下に、会員の役職員等から構成する「日本版ISA推進ワーキング・グループ（仮称）」を設置する。
- (2) 事務局に、「日本版ISA推進プロジェクトチーム（仮称）」を設置する。

以上

日証協（企）24第26号
投信協 25第12号
平成25年1月31日

厚生労働省年金局
企業年金国民年金基金課 御中

日本証券業協会
一般社団法人 投資信託協会

確定拠出年金の制度改善提案について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、貴省においては、昨年11月に社会保障審議会年金部会の下に「厚生年金基金制度に関する専門委員会」を設置し、「代行制度」をはじめとする厚生年金基金制度の今後のあり方の検討が進められていると承知しております。その中で、企業年金の持続可能性を高めるための施策の一つとして、新たな種類の確定拠出年金制度が提案されております。

日本証券業協会においては、従来より確定拠出年金制度の改善要望を行ってきたところでございますが、貴省の動きに対応するため、投資信託協会とも連携して「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」を設置し、年金運用において確定拠出年金制度が適切に利用されやすくなる方策について検討を行ってまいりました。

今般、同ワーキング・グループにおいて、確定拠出年金制度における投資教育や商品選択のあり方について、別添のとおり、加入者の年金運用を支援する商品の導入を柱とする制度改善提案を取りまとめました。

つきましては、趣旨をご賢察いただき、その実現に向けご検討いただきますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上

確定拠出年金の制度改善提案
ー加入者の年金運用を支援する商品の導入ー

平成 25 年 1 月 31 日
日本証券業協会
個人の自助努力による
資産形成に関する WG

1. はじめに

- ・ 少子高齢化が進むわが国においては、公的年金のスリム化が予想される中、より多くの国民が自助努力による老後への備えを充実することが、個々人の将来不安を解消しつつ、社会保障制度への負担を軽減するためにも必要である。
- ・ 企業年金を含む私的年金の普及がその鍵を握ると思われるが、現実には、企業年金加入者は、民間サラリーマンの半分にも満たない状況であり、企業年金制度の更なる充実が不可欠である。
- ・ 現在、伝統的な企業年金のひとつである厚生年金基金制度の代行割れ問題への対応が議論されており、この中で、中小企業も含め、使い勝手のよい持続可能な企業年金制度の必要性が再認識されている。
- ・ 確定拠出年金（以下「DC : Defined Contribution Plan」という。）は、企業にとって将来の積立不足対応が発生せず、従業員にとっても将来の給付が企業の経営状況等に左右されないことや、転職時にポータビリティがあるといった利点がある。
- ・ しかしながら、企業が DC を活用することで自社に最適な年金制度を設計・導入できるようにするには、現行の DC 制度には早急に解消すべき課題が多々存在する。例えば、DC 制度では加入者各人が投資教育を受けて自らの個人年金資産の運用方法を選択することが求められるが、これを実践できるようにするための工夫が必要である。
- ・ このような問題意識の下、日本証券業協会では、投資信託協会と連携して「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」を設置し、DC 制度における投資教育や商品選択のあり方を中心に検討を行った。

2. 投資教育の重要性

- ・ DC が、確定給付型年金（DB : Defined Benefit Plan）と共に私的年金の両翼を担うには、制度利用者（企業数、加入者数）及び資産の増加に加え、加入者による DC の運用指図が、長期にわたる年金運用という観点から適切である必要がある。
- ・ DC は、個々の加入者が運用指図において十分な理解と納得（自己責任）の下で運用商品選択を行う制度である。また、退職後の長い老後のライフ・プランといった観点からも、加入者に対する投資教育が必要不可欠であり、いかなる制度変更を行ったとしても、投資教育無しで DC が機能することはあり得ない。
- ・ 現状、DC の運用資産の 6 割以上が低利回りの元本確保型商品となっている。多くの企

業は DC 導入時に、加入者が長期的に達成可能な平均利回りを想定（以下「想定利回り」という。）しており、2%前後に設定されている。元本確保型商品の利回りでは、この想定利回りの達成は困難と見られるが、加入者がその点を十分に理解していないことが懸念される。加えて、長期にわたる資産形成であることや最近の経済情勢を踏まえると、インフレ・リスクも大いに懸念される場所である。適切な運用商品の選択がなされるよう、投資教育を一層推進していく必要があると思われる。

- ・ さらに、日本版 ISA の活用等を通じた投資家の裾野拡大が目指される中、日本版 ISA の利用価値の理解を得るには、自助努力の資産形成の重要性に関する投資教育の実施が有効である。DC 制度の投資教育はそのための貴重な機会を提供するものであり、加入者全員が受ける機会が得られることは極めて重要である。
- ・ したがって、第 1 回厚生年金基金制度に関する専門委員会における「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」の「集団運用型 DC（仮称）の創設」において、「投資教育は行わなくてもよいこととする」との提案には反対する。

3. 加入者の年金運用を支援する「年金運用型商品」の導入の必要性

- ・ DC 制度においては、加入者自らが、老後に向けた資産形成を長期的に行う上で最適な運用商品を選択できるよう、引き続き投資教育は不可欠であり、今後も実践を続けなければならない。しかしながら、2. で述べたような現状に鑑みれば、「運用指図の環境を整備（投資教育を実践）すればあとは加入者の自己責任」というアプローチのみで十分なのかは疑問が残るところである。
- ・ 加入者の多くが適切な資産運用が行えていないのは、DC の投資教育を通じて加入者が老後に向けた資産形成の必要性を理解しても、必ずしも適切な資産運用の実践に直結できないこと、つまり、事業主及び運営管理機関は具体的にどの商品に投資すれば良いかを加入者に示すことは禁止されており、投資経験の有無にかかわらず加入者自身に選択がすべて委ねられていることにもその一因があるのではないかと考える。
- ・ そこで、解決に資する手段として本ワーキング・グループは、加入者の年金運用を支援する商品（以下「年金運用型商品」とする。）の導入を提言する。すなわち、DC 制度の加入者が自らの年金運用にとって適した商品を選び易くするための制度である。確定拠出年金法を改正し、加入者教育を充実させることに加え、元本確保型商品と並列する形で、年金運用型商品を必ず 1 本以上、提示することを義務付けることを求めるものである。
- ・ 年金運用型商品は、「加入者が自分の老後に向けた資産形成に適した投資判断を行うことを支援するための、投資期間や資産分散を含むリスク管理などの運用手法が内包されている商品」と定義づけられるものであり、例えば、加入者の年齢に基づいて評価されたリスク許容度や、加入者の許容最大下落率によって評価されたリスク許容度の違いに

よる選択を可能にする商品、などが候補となると考える。¹

- ・ 当該商品については、今後、関係者において十分な議論が必要であるものの、加入者にとっての適切性を事後的に評価するための十分なディスクロージャーがなされているなど、投資家保護の視点から適切な措置が図られているかといった点を考慮して制度設計されるべきである。
- ・ なお、当該商品の選定にあたっては、確定拠出年金法及び同施行規則に規定された公的な主体（委員会等）が、加入者の年金運用に資するための基準策定、商品の評価と認定・公示及び事後的な運用経過のモニタリングなどを実施することで、透明性を担保した形でなされるべきである。
- ・ 運営管理機関は、加入者に対する投資教育などを通じて、当該商品は元本の保証はないものの、ライフ・プランに基づく老後に向けた資産形成を長期的に行う上で、一人ひとりの加入者の年金運用に適した選択を可能にするための商品であることを、加入者に対して明示するものとする。

4. 未指図対応型商品の導入

- ・ 現行の DC では、未指図者の掛金は、あらかじめ指定された商品に入れられるが、あくまでも一時的な処置であるという本来の主旨に反して、当該商品に資金が滞留していることが懸念されている。
- ・ そこで、改めて「未指図対応型商品」を定義し、当該商品に入れられた資金については、6ヶ月以内に加入者による運用指図の実行を促すことを義務付けるべきである。
- ・ なお、未指図対応型商品には、元本確保型商品（半年を超える定期預金を除く）、MMF が含まれると考える。

5. 確定拠出年金の制度改善

- ・ 年金運用型商品の導入に加えて、日本証券業協会、投資信託協会、全国証券取引所が従前から要望してきたように、拠出限度額の引き上げ、加入対象者の拡大、中途引出要件の緩和等、DC 制度の改善も実施すべきである。
- ・ とりわけ、企業型 DC の加入者拠出（マッチング拠出）に対する「事業主拠出以下」の制約は撤廃するべきである。中小企業の企業年金は一般に会社側拠出額が少額にとどまりがちであり、現在、上記の制約のために結果的にマッチング拠出の額も低く制限されてしまっている。拠出限度額の範囲内であれば事業主拠出額を超えた加入者拠出を可能とするべきである。

6. おわりに

- ・ 公的年金の給付抑制が進み、厚生年金基金制度の代行割れ問題への対応が求められる中、

¹ 「年金運用型商品」は仮称である。「自動調整型商品」、「リスク管理型商品」なども考えられる。

DC 制度を拡充し、中小企業も含めた利用可能性を高めることは喫緊の課題と言える。

- 持続可能性と充分性の確保が、年金制度の目指すべきところであるが、年金運用型商品の導入は、今後 DC がこの両方に資する制度となるために必要な制度改正であり、早急に着手すべきである。これにより、加入者が自らのライフ・プランに則した運用指図を実践できるようになることが期待できる。
- さらに、中長期的には、米国 401(k)プランにおける投資アドバイスや、適格デフォルト商品というアプローチを参照しつつ、わが国 DC の加入者が自助努力により年金資産を準備できる機会を拡大すべく、今後もさらなる改善を検討すべきである。
- 投資教育、特に継続教育に関しては、実施内容や頻度等に明確な基準がないことから事業主の取組みに差異が生じていると理解しているが、投資教育のボトムアップ、内容の充実が図られるよう、我々業界としても、例えばこれまでの個人投資家育成のために行ってきた数々の施策により得たノウハウを DC 加入者向けの教材、コンテンツとして提供するなどの面で協力していきたい。

以 上

「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」の設置について

平成 24 年 12 月 14 日
日本証券業協会

1. 設置の目的

現在、企業年金の選択肢を多様化するため、新たな類型の確定拠出年金（DC）制度が検討されており、同制度が拡大に向けて動きだすことが見込まれている。また、平成 26 年 1 月からは日本版 ISA（非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）の導入も予定されている。

こうした個人の自助努力による資産形成を後押しする制度が広がりつつあるが、これらが有効に活用されるようになるためには、中長期にわたる資産形成に資する金融商品の提供について一層の工夫の必要がある。併せて、証券投資になじみのない層の方々からも幅広く利用されるよう、制度の周知にとどまらない取組みを推進していくことも重要となる。

DCやISAなどの制度の普及に向けた課題を検討し、関係各方面に働きかけを行うため、証券戦略会議の下に、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」（以下「WG」という。）を設置する。

2. 検討事項

WGでは、当面、次の事項について検討を行う。

- (1) 企業年金における選択肢の多様化に向けた対応（DC制度を軸とした検討）
- (2) 日本版ISAなど中長期にわたる資産形成に資する制度の円滑な導入に向けた対応（金融商品の提供や周知の方法、利用をサポートする仕組みなどの検討）

※ 税制面の検討は、本WGの検討事項とはしない。

3. 構成・運営

- (1) WGは、会員の役職員、関係機関の役職員又は有識者から選任する委員をもって構成する。
- (2) WGの委員は、証券戦略会議議長が選任する。
- (3) WGに主査及び副主査を置き、委員のうちから証券戦略会議議長が選任する。
- (4) WGの主査は、必要に応じ、委員以外の者の出席を求めることができる。
- (5) 本WGは、投資信託協会と連携して運営する。

4. 報告

WGにおける検討状況等は、適宜、証券戦略会議等に報告する。

5. 事務局

WGの事務局は、日本証券業協会 企画部及び企画部証券税制室が担当する。

以 上

「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」名簿

平成 25 年 1 月
日本証券業協会

- | | | | |
|-------|-----------|--------------------------|--------------------------------|
| 主 査 | 岩 崎 俊 博 | (野村ホールディングス | 執 行 役) |
| 副 主 査 | 安 田 善 文 | (み ず ほ 証 券 | 経営調査部ディレクター) |
| 委 員 | 浅 井 公 広 | (日興アセットマネジメント | 商 品 企 画 部 長) |
| 〃 | 浦 野 通 雄 | (三 菱 U F J 投 信 | 業 務 部 長) |
| 〃 | 小 泉 徹 也 | (フ ィ デ リ テ ィ 投 信 | 執 行 役)
法人・年金営業本部長 |
| 〃 | 左 合 秀 行 | (三 菱 U F J モルガン・スタンレー証券 | 業 務 運 営 本 部)
本 部 長 補 佐 |
| 〃 | 鈴 木 建 | (S B I 証 券 | 経 営 企 画 部 長) |
| 〃 | 高 平 敬 造 | (野 村 証 券 | 経 営 役) |
| 〃 | 西 崎 康 郎 | (大 和 証 券 | 法 人 統 括 部 次 長) |
| 〃 | 野 村 亜 紀 子 | (野村資本市場研究所 | 主 任 研 究 員) |
| 〃 | 廣 山 増 廣 | (岡 三 証 券 | 経 営 法 務 部 参 事) |
| 〃 | 湯 浅 広 高 | (S M B C 日 興 証 券 | 経 営 企 画 部 副 部 長) |
| 〃 | 由 井 秀 和 | (楽 天 証 券 | 経 営 企 画 部 長) |
| 〃 | 吉 井 一 洋 | (大 和 総 研 | 金 融 調 査 部)
制 度 調 査 担 当 部 長 |
| 〃 | 米 山 章 吾 | (大和証券投資信託委託 | クライアント・サポート第六部長) |
| ワザハバ- | 竹 腰 雄 一 郎 | (投 資 信 託 協 会 | 企 画 政 策 部 長) |
| 〃 | 油 布 志 行 | (金 融 庁 | 総務企画局政策課)
総 合 政 策 室 長 |

以 上 17 名
(敬称略・五十音順)

厚生年金基金制度の見直しについて

平成 25 年 2 月 19 日

平成 24 年 2 月 A I J 年金消失問題発覚

平成 24 年 3 月

厚生年金基金等の資産運用・財政運営
に関する特別対策本部（厚生労働省）

○平成 24 年 9 月 28 日、「対応方針」

- ・ 厚生年金基金の代行制度については、他の企業年金制度への移行を促進しつつ、一定の経過期間において廃止する方針
- ・ 今後、持続可能で、中小企業などが加入しやすい企業年金を構築するための施策を積極的に推進する 等



厚生年金基金制度に関する専門委員会（厚生労働省）

○平成 24 年 11 月 2 日、「厚生年金基金制度の見直しについて（試案）」を提示

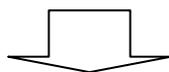
1. 特例解散制度の見直しによる「代行割れ問題」への対応
2. 企業年金の持続可能性を高めるための施策の推進
 - ・ 新たな類型「集団運用型 DC（仮称）」の創設
 - ① 企業単位で「資産運用委員会（仮称）」を設置し、加入者等に運用商品の選択肢を提示する。
 - ② 上記①の場合、事業主は個々の従業員に対する投資教育は行わなくてもよい。
3. 代行制度の見直し

個人の自助努力による
資産形成に関する
ワーキング・グループ

平成 25 年 1 月 31 日
確定拠出年金加入者の年金運用を支援する商品の導入を柱とする制度改善提案を提出

○平成 25 年 2 月 8 日、『厚生年金基金制度の見直しについて（試案）』に関する意見

- ・ 「集団運用型（DC）の創設」関係
 - ① 投資教育を不要とすることと、資産運用委員会の法的位置づけ・設置に関する実務的課題などから、慎重な対応を要する、創設に反対との意見が多数であった。
 - ② 投資教育の実施方法の工夫や、一定の選択肢を確保し商品設定の在り方などについても検討すべきとの意見もあった。



上記専門委員会の意見を踏まえ、今後、厚生労働省において法制化作業を進め、通常国会に厚生年金基金制度改革のための法案提出予定。

「日本証券サミット (Japan Securities Summit)」の様様について

平成 25 年 2 月 19 日
日本証券業協会

1. 概要

以下のとおり第 5 回日本証券サミットを開催した¹。

名 称：日本証券サミット (Japan Securities Summit)
主 催：日本証券業協会・国際資本市場協会 (ICMA)
開催期日：平成 25 年 2 月 5 日 (火)
開催場所：英国ロンドン Drapers Hall
プログラム：別添のとおり

今回のイベントでは、日欧の業界代表者を中心とする round-table discussion を開催したほか、これに続くセミナーでは、「市場インフラの進化と取引所の対応」に関する基調講演、「日本の証券市場：その魅力と可能性」及び「日本国債」に関するパネル・ディスカッション等が行われた。スピーカーとして、日本及び英国・欧州の証券・金融業界、機関投資家、シンクタンクの代表、シティの Lord Mayor、金融庁の国際担当参事官、財務省の国債担当課長らが参加した。また、今回のイベント開催にあたり、麻生太郎副総理・財務大臣兼金融担当大臣からメッセージが寄せられ、会場で配布されたイベント・ガイド冒頭に掲載された。

今回のイベントは、新政権発足や株価上昇で日本への関心が高まる中で開催され、ロンドンで活動する証券会社、金融機関、機関投資家、ファンド・マネージャー、投資顧問業者、情報ベンダー、法律・会計事務所、国際機関、報道機関等から約 280 名が来場した。

2. 議論の概要

本イベントにおいて行われた議論の概要は以下のとおり。

¹平成 19 年 4 月に本協会が公表した「今後の金融・資本市場のあり方を考える懇談会」の中間報告において、東京市場の国際化の観点から、我が国の実情や取組みについて官民一体となった海外への積極的な PR が不可欠であるとして、海外でのセミナー開催が提言された。これを踏まえ、平成 20 年 1 月第 1 回日本証券サミットをロンドンにおいて、平成 21 年 3 月第 2 回を香港において、平成 22 年 3 月第 3 回をシンガポールにおいて、平成 23 年 3 月第 4 回をニューヨークにおいて開催した。

【日欧証券市場代表者の懇談会】

セミナーに先立ち開催した日欧の業界・市場関係者による round-table discussion には 22 名が参加し、在英国日本大使館公使の河上洋右氏の司会により、

- 1) 投資銀行業務の分離
 - 2) 規制の域外適用
 - 3) 日本国債の保有とそのリスク
 - 4) 金融取引税
 - 5) 金融センターの課題・役割
 - 6) 英国のEU脱退に関する国民投票
- 等が議論された。

【開会の辞】

セミナーの冒頭、ICMA チーフ・エグゼクティブのマーティン・シェック氏及び本協会副会長／自主規制会議議長の島崎憲明氏が開会の辞を述べた。ここでシェック氏は、「公正で効率的な資本市場の構築という目的を共有する ICMA と日本証券業協会は 5 年前に情報交換・業務協力に関する覚書を締結した。今回のイベントはその協力体制の一環として開催される。日本における新政権の誕生、日本取引所の発足により、日本に対する国際的な投資家の関心が高まっている中で行われる今回のイベントは極めて時宜を得たものである。」と述べた。島崎議長は、「経済の長期的低迷、高齢化、巨額の財政赤字、生産拠点の海外移転など様々な課題に直面しながら、日本の新政権は日本経済の復活を図ろうとしている。その中で証券市場は大きな役割を果たすことが期待されていると同時に、投資・ビジネスに関する様々な機会を提供している。本日のセミナーでは、日本の経済・市場の最新の動向を紹介するとともに、日英両国の市場関係者のリンケージ強化を図りたい。」と述べた。

【基調講演：市場インフラの進化と日本取引所の対応】

日本取引所グループ取締役兼代表執行役グループ CEO の斉藤惇氏が「市場インフラの進化と日本取引所の対応」というテーマで基調講演を行い、新政権の発足と企業業績の好転に対する株式市場の反応や最近の IPO の増加を紹介するとともに、1 月に発足した日本取引所グループの成長するアジアに立脚した業務戦略について説明した。また、同氏は、日本取引所グループが取り組む課題として、上場企業のコーポレート・ガバナンス強化や、OTC デリバティブ取引の清算ビジネス、機関投資家向けの TOKYO PRO-BOND Market の進展を紹介した。

【パネル 1：日本の証券市場／その魅力と可能性】

最初のパネルでは、国際銀行協会事務局長のポール・ハンター氏がモデレーターとなり、金融庁国際担当参事官の森田宗男氏、大和総研副理事長の川村雄介氏、

パシフィック・アライアンス・グループ・ジャパン パートナー兼 CEO のアンソニー・ミラー氏、みずほインターナショナル マネージング・ディレクターの福士裕氏がパネリストとして参加し、金融当局、シンクタンク、日本で活動するファンド・マネージャー、ロンドンの市場プレーヤーの視点から、日本の証券市場の課題と可能性として、以下の諸点を指摘した。

- 1) 日本の証券市場は、企業・個人が保有する巨大な資産、技術力のある企業、深い流動性等に支えられた大きな潜在力を有する一方、人口の高齢化、巨額の政府債務、低成長とデフレーション等困難な課題に直面している。
- 2) 当局は、銀行・証券・保険を包括的に監督する単一の効率的な規制システムの下で、90年代の不良債権問題への対応を経てバランスシートを強化した金融セクターについて、グローバルなスタンダードに立脚した規制緩和及び市場の効率性・公正性強化を進めている。
- 3) 昨年末に発足した新政権は、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間活力を生かす成長戦略を発動して、成長を通じた富の創出、経済の活性化を目指している。経済の長期変動の動向からみても、日本経済がアジアの成長力も生かしつつ回復軌道に乗ることが期待できる。
- 4) 一方で、いくつかの事例で明らかになったように、日本企業では、ステークホルダーズ・バリュー（株主価値）が尊重されておらず、投資家にとって効率的な経営が行われているとは言い難い面もある。直近の株価の動向を見ると日本株への大きな投資チャンスが訪れているとも考えられるが、投資家に正当な利益還元をもたらすには、コーポレート・ガバナンスの強化が不可欠である。

【ゲスト・スピーチ】

ロンドンの金融街シティの市長（Lord Mayor）であるロジャー・ギフォード氏がゲスト・スピーチを行い、ロンドンの金融センターとしての地位・今後の取組みを述べるとともに、「日本は英国にとってアジアにおける最も重要なパートナーであり、90年代に6年間東京で勤務した自分自身の経験も踏まえ、共に成熟した金融市場を有する日本と英国が相互に協力して繁栄を図る方策を探りたいと考えている。本年4月に訪日するので、是非有益なイニシアティブを協議したい。」と述べた。

【パネル2：日本国債】

パネル・ディスカッションに先立ち、財務省理財局国債業務課長の大内聡氏が基調プレゼンテーションを行い、日本経済のマクロ的な動向、新政権の経済政策を踏まえた国債管理政策、国債発行計画、国債市場の動向、財政健全化の展望について説明した。

このプレゼンテーションを踏まえ、バークレイズ・キャピタル国際経済部マネージング・ディレクターのジュリアン・キャロー氏がモデレーターとなり、パネル・ディスカッションを行った。パネリストとして、大内課長のほか、キャプラ・インベストメント・マネジメント LLP 創業者の浅井将雄氏、クレディ・スイス証券取締役副会長/クレディ・スイス APAC 債券部門副会長の水野温氏 氏、バークレイズ証券マネージング・ディレクターの山川哲史氏が参加し、セルサイド及びバイサイドの市場プレーヤーの立場から議論を行った。主な指摘事項は以下のとおり。

- 1) 国債の信用力の裏付けとなる財政の健全化のためには、新政権の経済政策が成功することが不可欠であり、同時に国際競争力強化のための法人税減税、経済活力の維持・強化のための高齢者から若年層への富の移転等を進める必要がある。
- 2) 経済政策が成功すれば、2013年のGDP成長率は2%を超える可能性もある反面、発電燃料の輸入増加に伴う国際収支の悪化、アジアの地政学的リスク等により政策効果が十分に表れない恐れもある。
- 3) 日本の機関投資家の国債への需要は引き続き強いものの、税収不足及び経常収支の悪化により国債の信用力に不安が生じた場合、需要は減退する可能性がある。主な投資家グループの動向として、以下の点が指摘された。
 - ①経済が回復基調となり銀行の企業向け貸付が増えると、銀行の国債保有には減少圧力がかかる。
 - ②超長期国債に対する生保の需要は強いが、国債以外のより有利な投資対象（外国債等）があれば、需要は減退する可能性がある。
 - ③年金基金は、掛金収入を年金支払いが超過するため国債の売却を進める。
 - ④日銀は金融緩和を進める中で国債を買い進めるため、国債保有に占める日銀のプレゼンスが高まる。その結果、中短期セクターと、長期・超長期セクターで国債市場の値動きで分断化が発生する可能性が高い。

【レセプション】

セミナー終了後に、日英市場関係者のネットワーク強化を目的にレセプションを開催した。レセプションでは、在英国特命全権大使の林景一氏がゲスト・スピーチを行い、日英関係のほか、新政権の政策、日本とアジア諸国との外交関係等を語った。

以 上

第5回日本証券サミット（於ロンドン）プログラム （平成25年2月5日（火））

1. 日欧証券市場代表者の懇談会（12:30～13:45）
司会：在英日本大使館公使 河上 洋右氏
（主なトピック）
 - ・ 日欧経済の見通し
 - ・ 日欧証券市場の課題と展望
 - ・ 金融危機後の規制枠組みとビジネス環境
 - ・ 日欧業界間の協力イニシアチブ

2. セミナー
 - 開会の辞（14:00～14:10）
国際資本市場協会チーフ・エグゼクティブ マーティン・シェック氏
日本証券業協会副会長／自主規制会議議長 島崎 憲明氏

 - 基調講演（14:10～14:30）
「市場インフラの進化と日本取引所の対応」
日本取引所グループ 取締役兼代表執行役グループ CEO 齊藤 惇氏

 - パネル・ディスカッション1（14:30～15:50）
「日本の証券市場:その魅力と可能性」
モデレーター：国際銀行協会事務局長 ポール・ハンター氏
パネリスト：金融庁参事官(国際担当) 森田 宗男氏
大和総研副理事長 川村 雄介氏
パシフィック・アライアンス・グループ・ジャパン
パートナー兼CEO アンソニー・ミラー氏
みずほインターナショナル マネージング・ディレクター
福士 裕氏

 - ゲスト・スピーチ（16:10～16:20）
シティ・オブ・ロンドン市長 ロジャー・ギフォード氏

 - パネル・ディスカッション2（16:20～17:30）
（基調プレゼンテーション）
「日本国債の安定性：国債管理政策／財政健全化」
財務省理財局国債業務課長 大内 聡氏

(ディスカッション)

「日本国債：財政の現状と持続可能性／国債市場／日本経済」

モデレーター：パークレイズ キャピタル国際経済部

マネージング・ディレクター ジュリアン・キャロー氏
キャプラ・インベストメント・マネジメントLLP 創業者
浅井 将雄氏

クレディ・スイス証券取締役副会長/ クレディ・スイス
APAC 債券部門副会長 水野 温氏氏

財務省 理財局国債業務課長 大内 聡氏

パークレイズ証券マネージング・ディレクター
山川 哲史氏

3. レセプション (17:30~19:00)

ゲスト・スピーチ：在英国特命全権大使 林 景一氏

平成24年度の相談・苦情・あっせんの処理状況（平成25年1月度月次速報版）

平成25年2月19日
証券・金融商品あっせん相談センター

1. 月次処理状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	24年度 下期累計	下期月平均 (累計/月数)
相 談	402	393	384	368			1,547	386.8
取引制度に関する相談	102	115	147	120			484	121.0
勧誘に関する相談	154	111	82	92			439	109.8
売買取引に関する相談	58	104	73	59			294	73.5
事務処理に関する相談	44	35	39	54			172	43.0
その他の相談	44	28	43	43			158	39.5
苦 情	72	73	74	74			293	73.3
勧誘に関する苦情	55	36	39	25			155	38.8
売買取引に関する苦情	9	27	26	30			92	23.0
事務処理に関する苦情	4	5	6	14			29	7.3
その他の苦情	4	5	3	5			17	4.3
あっせん	18	19	27	18			82	27.3
勧誘に関する紛争	14	18	22	13			67	22.3
売買取引に関する紛争	4	1	4	5			14	4.7
事務処理に関する紛争	0	0	1	0			1	0.3
その他の紛争	0	0	0	0			0	0.0

（注）FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考 1】 24年度上半期の月別状況

（単位：件）

区分・内容 / 月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	24年度 上期累計	上期月平均 (累計/月数)
相 談	253	333	392	368	379	397	2,122	353.7
取引制度に関する相談	61	77	114	100	102	106	560	93.3
勧誘に関する相談	91	139	139	115	149	145	778	129.7
売買取引に関する相談	50	55	67	56	51	50	329	54.8
事務処理に関する相談	25	26	19	39	30	43	182	30.3
その他の相談	26	36	53	58	48	53	274	45.7
苦 情	87	96	80	74	74	73	484	80.7
勧誘に関する苦情	52	50	40	44	40	39	265	44.2
売買取引に関する苦情	14	22	24	19	17	11	107	17.8
事務処理に関する苦情	12	14	6	8	6	14	60	10.0
その他の苦情	9	10	10	3	11	9	52	8.7
あっせん	19	28	19	11	16	8	101	16.8
勧誘に関する紛争	15	25	19	11	14	7	91	15.2
売買取引に関する紛争	3	2	0	0	2	1	8	1.3
事務処理に関する紛争	1	1	0	0	0	0	2	0.3
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0.0

【参考 2】 23年度及び前年度(22年)の状況
(単位:件)

	23年度 累計	23年度 月平均
相 談	4,358	363.2
取引制度に関する相談	1,309	109.1
勧誘に関する相談	1,365	113.8
売買取引に関する相談	802	66.8
事務処理に関する相談	388	32.3
その他の相談	494	41.2
苦 情	1,205	100.4
勧誘に関する苦情	692	57.7
売買取引に関する苦情	286	23.8
事務処理に関する苦情	134	11.2
その他の苦情	93	7.8
あっせん	308	25.7
勧誘に関する紛争	267	22.3
売買取引に関する紛争	35	2.9
事務処理に関する紛争	6	0.5
その他の紛争	0	0.0

(単位:件)

	22年度 累計	22年度 月平均
	4,099	341.6
	1,487	123.9
	974	81.2
	567	47.3
	454	37.8
	617	51.4
	1,009	84.1
	498	41.5
	257	21.4
	141	11.8
	113	9.4
	239	19.9
	184	15.3
	47	3.9
	3	0.3
	5	0.4

2. 商品別処理状況(25年1月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 商品別	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	1月度 合計
相 談	151	73	100	4	0	2	38	368
取引制度に関する相談	49	26	24	1	0	2	18	120
勧誘に関する相談	16	26	48	1	0	0	1	92
売買取引に関する相談	38	8	11	1	0	0	1	59
事務処理に関する相談	29	7	9	0	0	0	9	54
その他の相談	19	6	8	1	0	0	9	43
苦 情	35	17	15	1	1	3	2	74
勧誘に関する苦情	5	10	6	0	1	3	0	25
売買取引に関する苦情	20	4	6	0	0	0	0	30
事務処理に関する苦情	9	2	2	0	0	0	1	14
その他の苦情	1	1	1	1	0	0	1	5
あっせん	4	4	4	0	0	6	0	18
勧誘に関する紛争	1	4	2	0	0	6	0	13
売買取引に関する紛争	3	0	2	0	0	0	0	5
事務処理に関する紛争	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～25年1月)の状況

(単位:件)

	株式	債券	投資 信託	有価証券 デリバ	CFD	その他 デリバ	その他	合計
相 談	1272	846	1116	26	12	8	388	3,668
取引制度に関する相談	396	223	231	7	3	8	175	1,043
勧誘に関する相談	241	393	537	4	1	0	40	1,216
売買取引に関する相談	301	126	170	9	7	0	11	624
事務処理に関する相談	181	42	59	3	1	0	68	354
その他の相談	153	62	119	3	0	0	94	431
苦 情	256	226	206	11	4	40	38	781
勧誘に関する苦情	74	167	137	2	1	39	3	423
売買取引に関する苦情	102	40	49	5	2	0	1	199
事務処理に関する苦情	55	8	11	3	0	0	12	89
その他の苦情	25	11	9	1	1	1	22	70
あっせん	33	53	58	4	0	36	0	184
勧誘に関する紛争	18	51	49	4	0	36	0	158
売買取引に関する紛争	13	0	9	0	0	0	0	22
事務処理に関する紛争	2	2	0	0	0	0	0	4
その他の紛争	0	0	0	0	0	0	0	0

3. 男女別処理状況(25年1月度速報版)

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	1月度 合計
相 談	212	146	10	368
取引制度に関する相談	78	37	5	120
勧誘に関する相談	43	46	3	92
売買取引に関する相談	33	26	0	59
事務処理に関する相談	31	22	1	54
その他の相談	27	15	1	43
苦 情	40	26	8	74
勧誘に関する苦情	10	8	7	25
売買取引に関する苦情	22	8	0	30
事務処理に関する苦情	5	9	0	14
その他の苦情	3	1	1	5
あっせん	4	7	7	18
勧誘に関する紛争	2	4	7	13
売買取引に関する紛争	2	3	0	5
事務処理に関する紛争	0	0	0	0
その他の紛争	0	0	0	0

(注)FINMACで処理した事案件数のうち、日本証券業協会協会員に関するものを算出している。

【参考】平成24年度(平成24年4月～25年1月)の状況

(単位:件)

区分・内容 / 男女別	男	女	法人	合計
相 談	1,899	1,598	171	3,668
取引制度に関する相談	602	378	63	1,043
勧誘に関する相談	586	584	46	1,216
売買取引に関する相談	283	312	29	624
事務処理に関する相談	204	132	18	354
その他の相談	224	192	15	431
苦 情	433	283	65	781
勧誘に関する苦情	204	160	59	423
売買取引に関する苦情	125	74	0	199
事務処理に関する苦情	60	28	1	89
その他の苦情	44	21	5	70
あっせん	68	69	47	184
勧誘に関する紛争	52	59	47	158
売買取引に関する紛争	13	9	0	22
事務処理に関する紛争	3	1	0	4
その他の紛争	0	0	0	0

「未公開株通報専用コールセンター」通報状況（平成24年4月～平成25年1月）
について

平成25年2月19日
日本証券業協会

当センターに寄せられた情報について

- ① 平成24年4月から平成25年1月までに寄せられた通報総件数は3,720件、1日あたり平均通報件数は約18件（前年同期：通報総件数4,817件、1日平均約24件）。
- ② 勧誘形態は、仲介業者を通じて勧誘するケースが約83パーセント、未公開会社自身が募集を行うケース（自己募集）によるものが約17パーセント。
- ③ 通報者の約66パーセントが70歳以上の高齢者で、60歳代までを含めると約89パーセントを占める。
- ④ 商品別の通報をみると、平成24年4月から平成25年1月では「その他」に分類される通報が最も多く約59パーセントであり、未公開株、社債に係る通報がそれぞれ約20パーセントとなっている。

「その他」の内訳をみてみると、かつて通報者が購入した未公開株式等に関する「買取・被害回復」を持ちかけられたという通報が約8割を占めており、そのうちの約半数のケースで「手数料」などの名目で何らかの金銭を要求されている。

「買取・被害回復」に係る通報以外の約2割の部分については、投資事業組合出資証券、リゾート会員権、合同会社の社員権、外国為替取引などに係る通報である。

- ⑤ 被害金額は、平成24年4月から平成25年1月累計で約37億2,894万円。商品別被害金額では、株式に係る金額が約46パーセントと最も多く、その額は約16億9,422万円となっている。

なお、平成25年1月の被害金額は、約2億1,279万円で、平成24年12月の被害金額約3億1,817万円から比べると約33パーセント減少している。

また、平成25年1月の1通報あたり（被害金額を聴取している通報（43件）に限る）の平均被害金額は約495万円、1通報における最大の被害金額は約4,500万円（「未公開株」に分類される、仲介業者から複数のIPO銘柄の購入を持ちかけられ金銭を支払ってしまったもの）である。

- ⑥ 勧誘手法からみると、電話だけで被害に遭うケースが約72パーセントであり、ダイレクトメールと電話の組合せで被害に遭うケースを含めると約98パーセントと

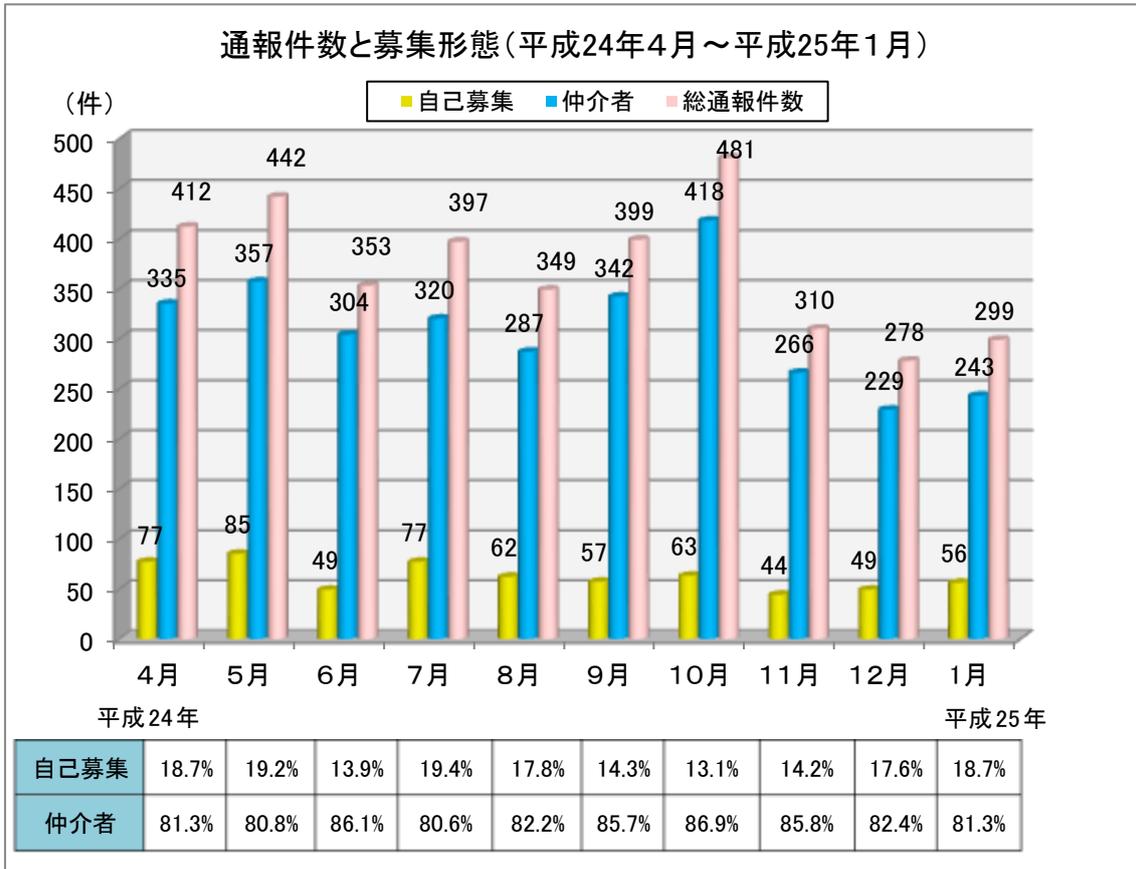
なっている。

- ⑦ 勧誘経緯からみると、既に未公開株等を保有している投資家（一度被害にあった投資家も含む）に買い取り、被害回復、新たな商品の購入を持ちかける『二次被害』に係るケースが非常に多い。中には、保有している未公開株の発行会社が合併するとして、新会社の株式取得に係る手続き（手数料等の支払い）を求められるケースも多く見受けられる。
- ⑧ 証券会社との取引がある方からの通報件数（平成 25 年 1 月）は 299 件中 140 件（約 47 パーセント）であり、そのうち、被害金額を聴取している通報件数は 140 件中 17 件（約 12 パーセント）、被害金額は約 2 億 1,279 万円中約 1 億 3,048 万円（約 61 パーセント）である。商品別の被害金額では、未公開株が約 6,001 万円、社債が約 2,100 万円、ファンドが約 4,600 万円、その他が約 347 万円である。

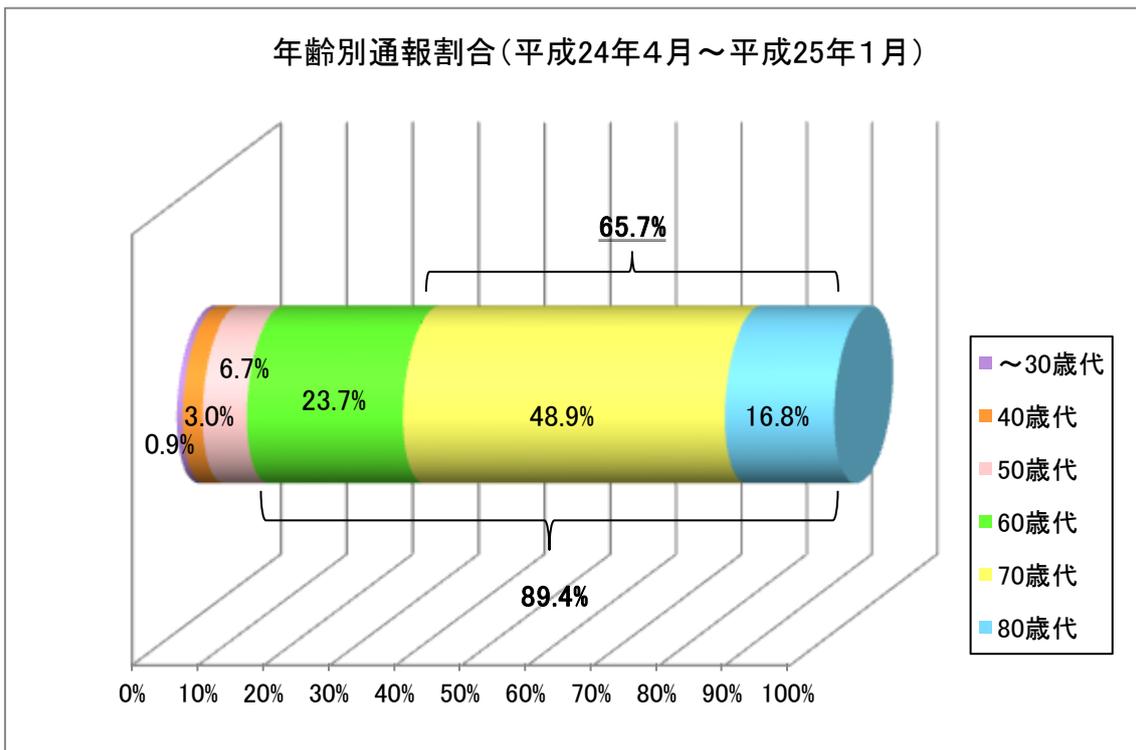
以 上

未公開株通報専用コールセンターへ寄せられた通報状況 (平成24年4月～平成25年1月)

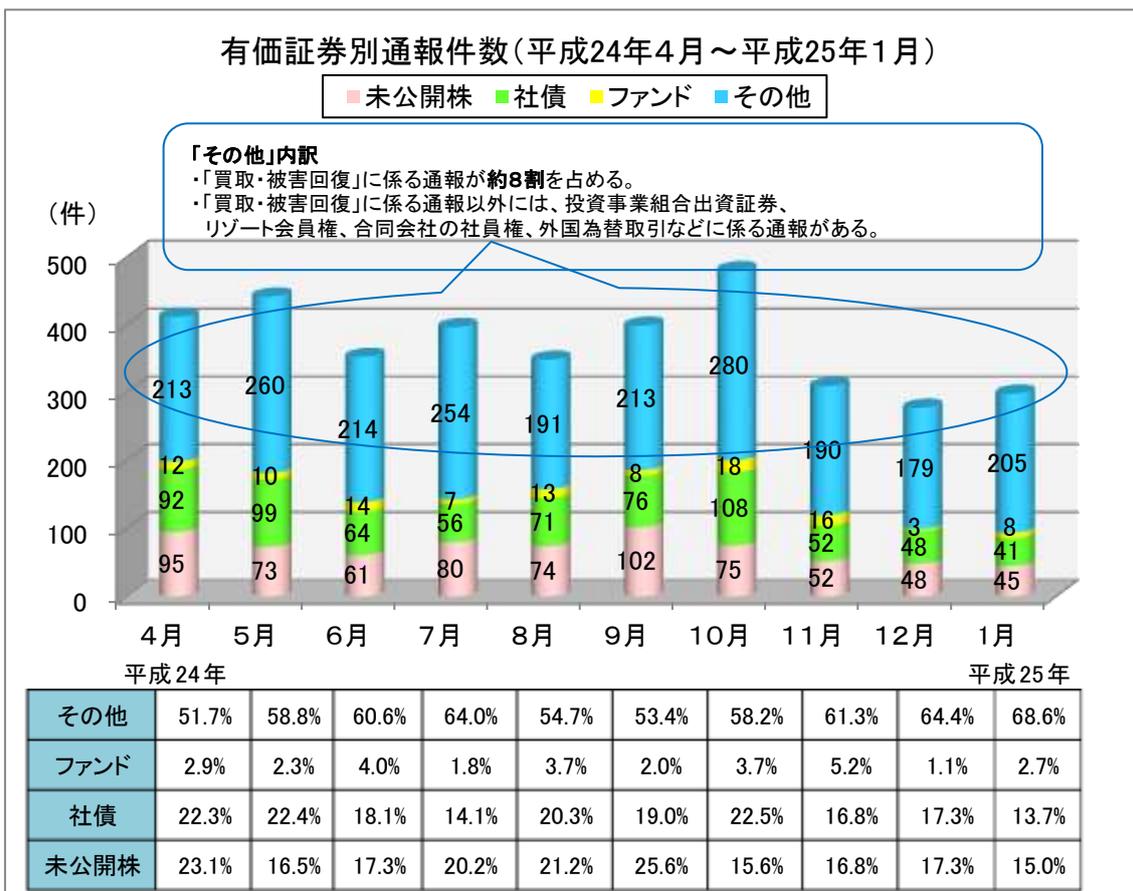
1. 通報件数と募集形態



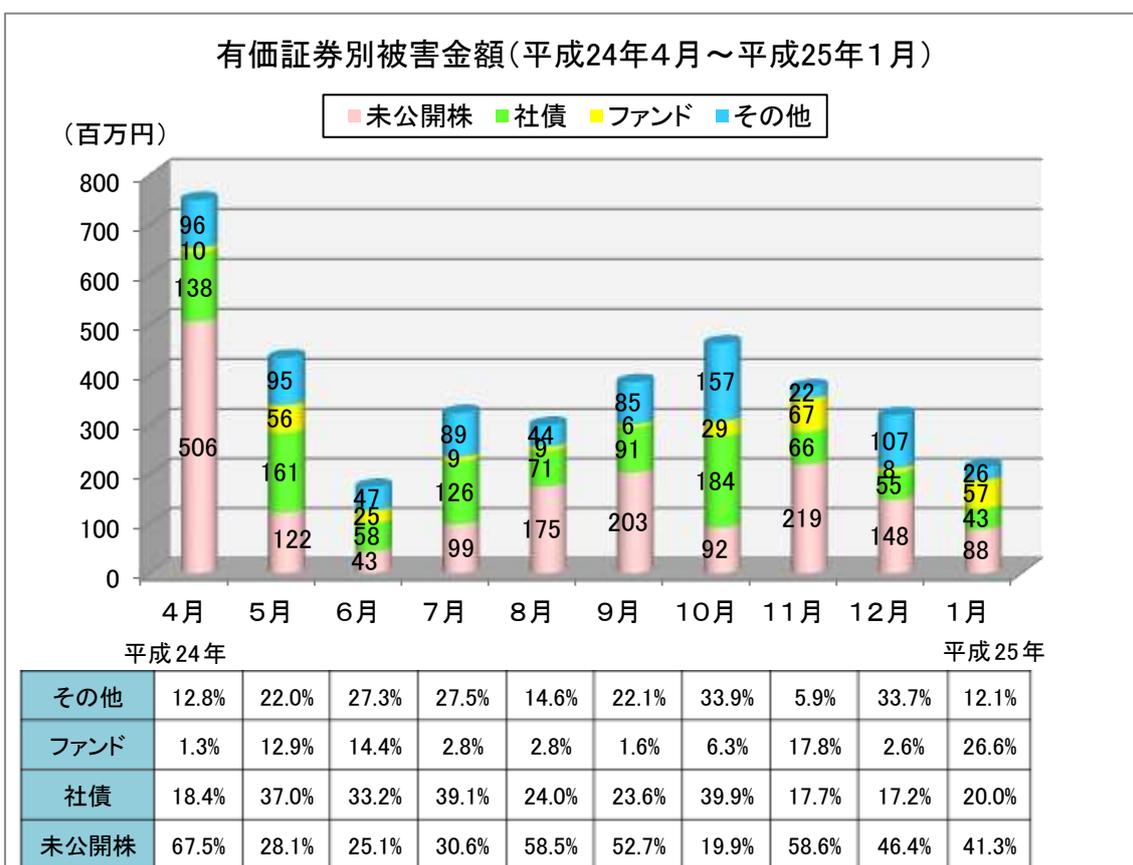
2. 通報者の年齢別割合



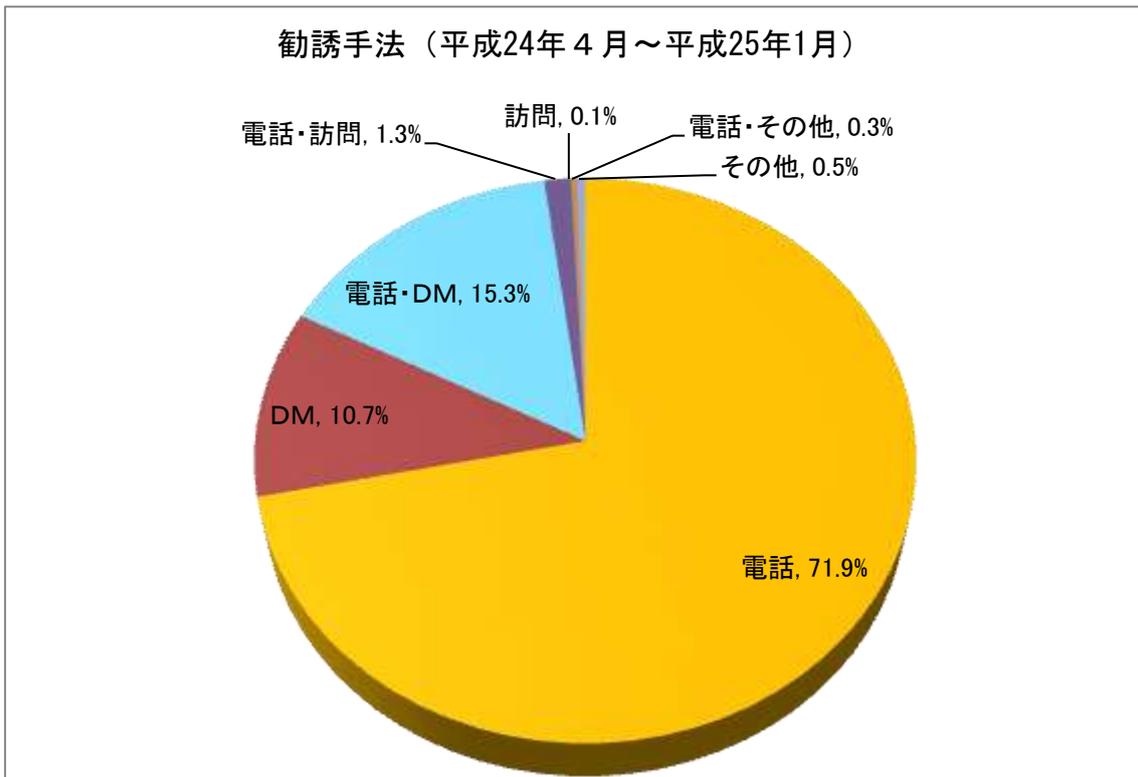
3. 有価証券別の通報件数



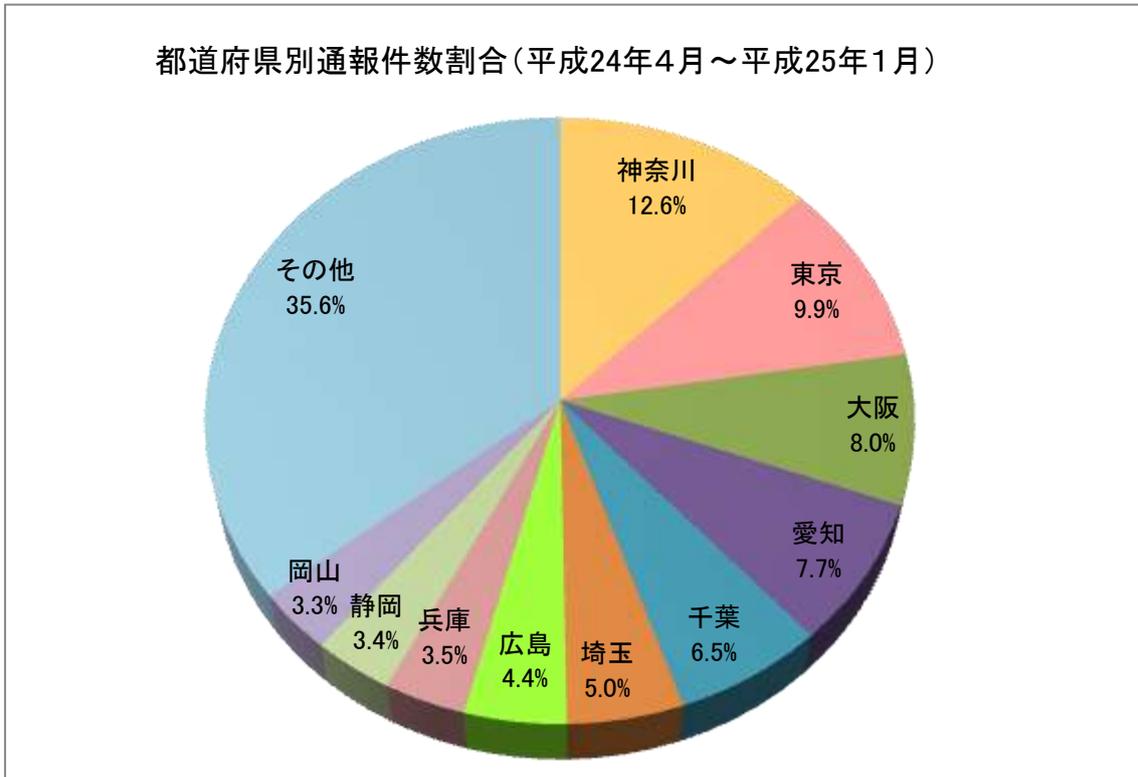
4. 有価証券別の被害金額



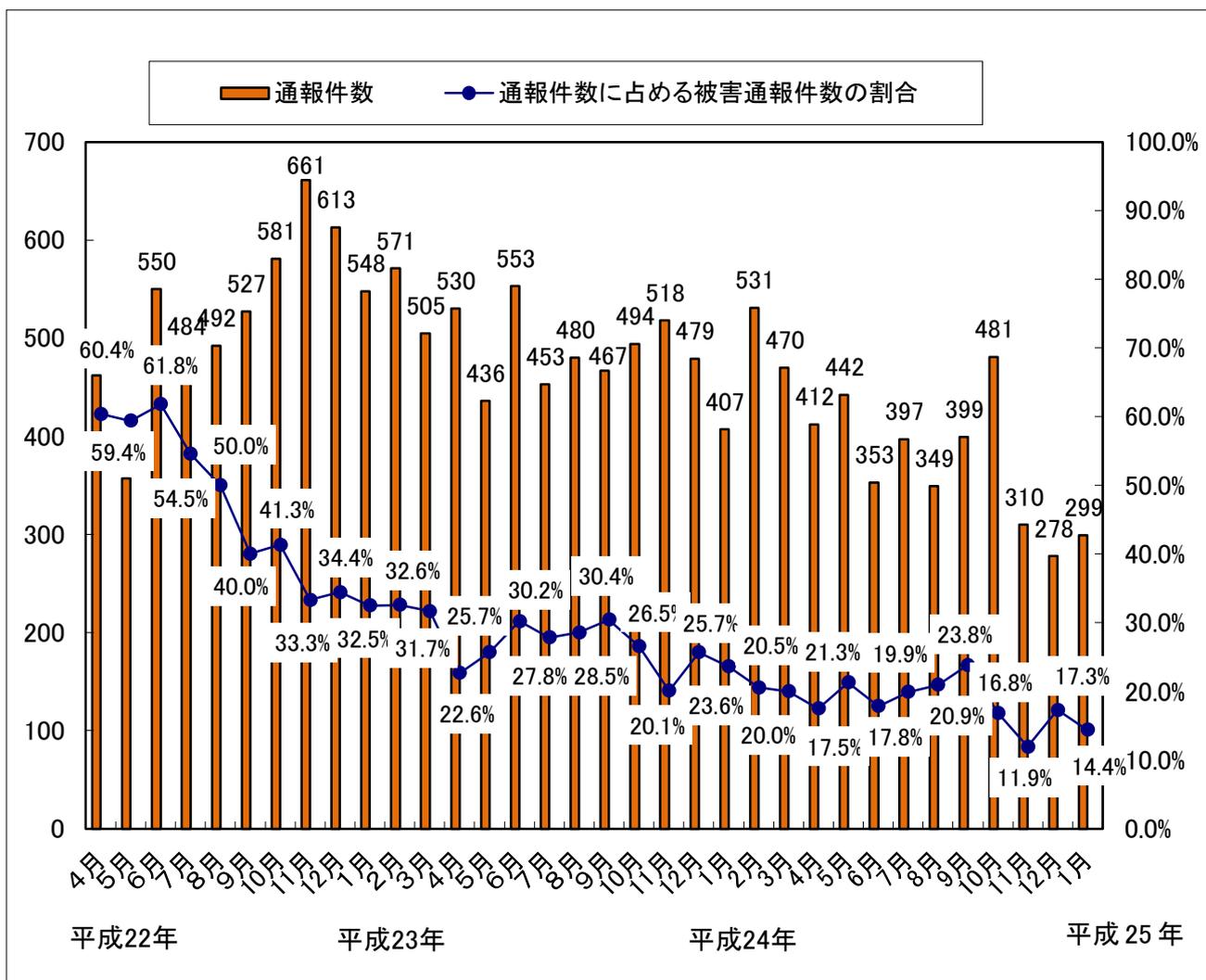
5. 勧誘手法



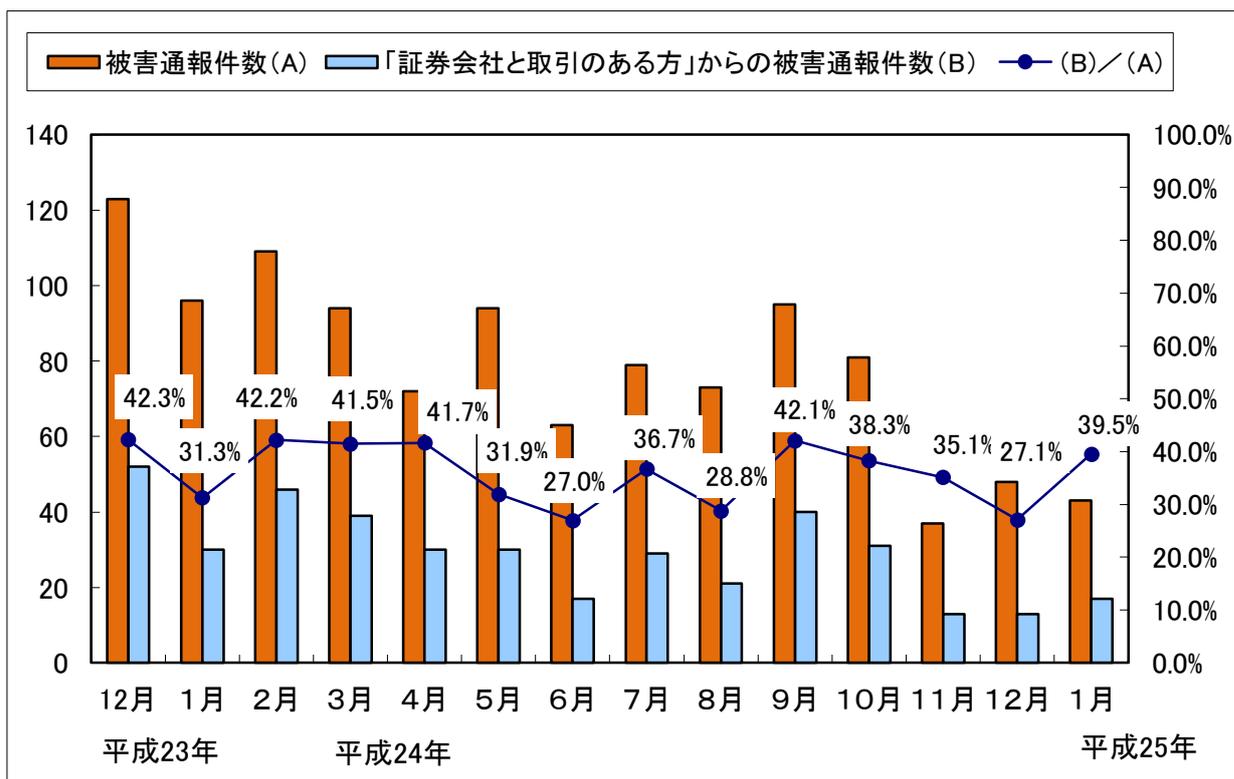
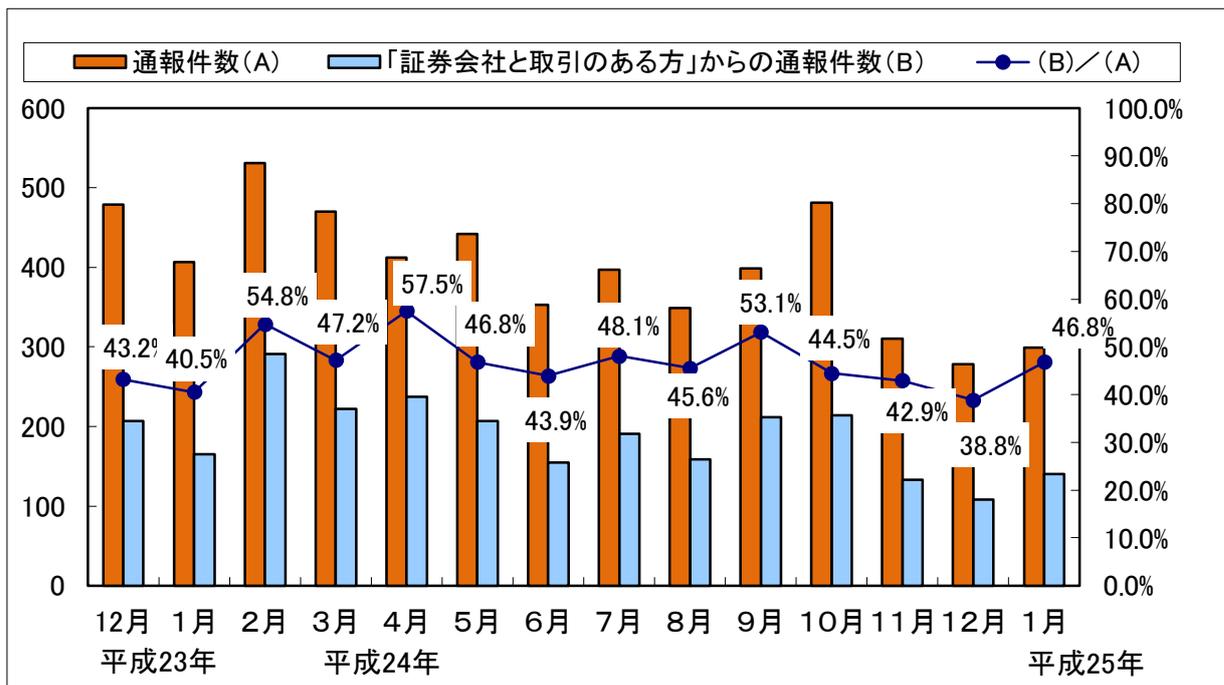
6. 都道府県別の通報件数の割合



7. 通報件数に占める被害通報件数



8. 「証券会社と取引がある方」からの通報件数



以上